調査票 1

都道府県・	19 山梨県
政令指定都市名	19 四米尔

#### 1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局	部課	(	室 )	名		生活部 県民生	生活・男女	参画課					
担	当	職	員	数		7	人	(専任	5	人、兼任	2	人)	

#### 2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名	3							称	山梨県男	女共同	参画推	進本部							
彭	굿	置	年	月	日	•	根	拠	平成	10	年		4	月	2	2 🗏	Ⅰ根	拠:	山梨県男女共同参画推進本部設置要網
Ð	Ę		の		:	役		職		知事									

#### 3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会	議	の	名	称		山梨県	男女共	同参画審議会	È			
設	置	年	月	日	平成	14	年	5	月		日	
構		成		員		15	人	(女性	8	人、男性	7	人)

## 4 男女共同参画に関する計画

	MALE MALE AND THE PARTY AND TH	7 411											
Ī		計画期間	平成	29	年		4	月	~	34	年	3	月
	名	称		第4次L	山梨県島	男女共同	参画記	計画					
	改定・見直し	しの予定時期	平成	34	年		3	月			日		← 未定の場合はOをつけてください。
	女性の職勢 関する法律 う。) の推過	0	※いずれ	か1つに0	)をつけてくだ	<b>さい</b> 。							
	女性活動技	女性活動推進法の推進計画と別に作成											

## 5 男女共同参画に関する条例

6

有の場合		名		称				山梨県男:	女共同	参画推進	条例	
		公	布	日		平成	14	年	3	月	28	日
		施	行	日		平成	14	年	3	月	28	日
	最	終	改	正	日	平成		年		月		日
		改	正内	容								
	改正が予	定され	れてい	る場合	3、改正予定	官時期:	平成		年		月	
無の場合	制定等について検討中(状況を具体的に)											
※ どちらかにOを つけてください。	特に検討していない											

## 調査時点コードを以下より選択してください

							<b></b> 侧且时点	- 16%	× 1 0 7 2		- *	
F議	会等委員への女性の登用			1:平	成29年4月	1日	2:平	成29年5月	月1日	3:その他:	平成29	∓6月1日
	目標値	平成	33	年度まで	40	%	平成		年度ま	で	%	
	根拠		第4次L	1梨県男女	共同参画	計画(平)	成29年3月	策定)				
目標	票設定の対象である審議会等の範囲			は条例によ J設置されて			審議会等(委	員の職種	が指定さ	れているも	のを除く。	)及び要組
_ +a	課設定の対象である審議会等における登用状況	調査時	点コード	3	審議会	会等数(	69	)うち女性	委員を含む	審議会等数(	69	)
日信	<b>『設定の対象である番職会寺における豆用仏流</b>		延総勢	委員等数(	960	)延女性	生委員等数(	349	)	女性比率(	36.4	)
地方	自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状	調査時	点コード	3	審議会	会等数(	61	)うち女性	委員を含む	審議会等数(	59	)
況	THE STATE OF THE S		延総勢	長員等数(	940	)延女性	<b>生委員等数</b> (	296	)	女性比率(	31.5	)
法律	又は政令により地方公共団体に置かなければならない	調査時	点コード	3	審議会	会等数(	34	)うち女性	委員を含む	審議会等数(	32	)
審議	会等における登用状況(*)		延総勢	委員等数(	644	)延女性	生委員等数(	171	)	女性比率(	26.6	)
地方	「自治法(第180条の5)に基づく委員会等における	調査時	点コード	2	審議会	会等数(	8	)うち女性	委員を含む	審議会等数(	6	)
登月	1状況		延総勢	長員等数(	52	)延女性	<b>生委員等数</b> (	10	)	女性比率(	19.2	)
	目標値以外の目標設定						7	なし				
	人材名簿作成の有無	有	0	(公表	0	·非公ā	長	) •無		作成	予定有	
女	人材名簿が有る場合	掲載人数	90	人	(平成	29	年	4	月現在	)		
性登用		人材育成	事業の実	ミ施の有無	有	Ī	-無	0				
用方	7 0 114	委員 0	0 公募		有	ī O	- 無					
策	その他	そ	の他									

注(\*) 平成29年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの (参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

# 7 女性公務員の採用・登用状況

調査時点コードを以下より選択してください
----------------------

1)-1管理職の	在職状況							1:平	成29年4月	1日	その他:	平成 年月	月日
		管理職総	数(※)					女	性 管	理 職	の ゅ	] 訳	
				女性比率	部局長相	当職		次長相当	職		課長相当	職	
		(人)	管理職数 (人)	(%)	(人)	うち女性	女性比	(人)	うち女性	女性比	(人)	うち女性	女性比率
		(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(C)	数(D)	率	(E)	数(F)	率	(G)	数(H)	
本庁	計	349	24	6.9	23	0	0.0	41	2	4.9	285	22	7.7
471	うち一般行政職	301	24	8.0	21	0	0.0	36	2	5.6	244	22	9.0
支庁·地方事	計	268	24	9.0	2	0	0.0	14	0	0.0	252	24	9.5
務所等	うち一般行政職	222	21	9.5	1	0	0.0	10	0	0.0	211	21	10.0
全体	計	617	48	7.8	25	0	0.0	55	2	3.6	537	46	8.6
土体	うち一般行政職	523	45	8.6	22	0	0.0	46	2	4.3	455	43	9.5
再掲	警 察 関 係	99	1	1.0	4	0	0.0	8	0	0.0	87	1	1.1
一种的	教育委員会	101	4	4.0	1	0	0.0	2	0	0.0	98	4	4.1

注(※) 管理職総数の欄は自動計算されますので入力しないでください。

#### (1)-2職務上の地位別職員在職状況

#### 調査時点コードを以下より選択してください

		1:平月	成29年4月	1日	その他:	平成 年月	目
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性比 率	係長相当職(人)	うち女性 数 (人)	女性比 率
本庁	計	736	104	14.1	484	99	20.5
	うち一般行政職	644	100	15.5	327	93	28.4
支庁·地方事	計	549	107	19.5	767	159	20.7
務所等	うち一般行政職	444	87	19.6	387	127	32.8
全体	計	1,285	211	16.4	1251	258	20.6
	うち一般行政職	1,088	187	17.2	714	220	30.8
再掲	警 察 関 係	271	36	13.3	459	37	8.1
	教育委員会	175	45	25.7	101	43	42.6

(1)-3新規昇任者数

V	おり28	年4	日1	H~	99年3	<b>日31日</b>	

/ V#/////	P 200						1 /30=0	T-7/1 - H	E0071	7 · H
		課長相当職	うち女性 数 (人)	女性比 率	課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性比 率	係長相当職	うち女性 数(人)	女性比 率
本庁	計	38	2	5.3	68	18	26.5	36	10	27.8
本//	うち一般行政職	33	2	6.1	58	17	29.3	36	10	27.8
支庁·地方事	計	29	2	6.9	52	8	15.4	95	23	24.2
務所等	うち一般行政職	19	2	10.5	37	6	16.2	50	18	36.0
全体	計	67	4	6.0	120	26	21.7	131	33	25.2
主件	うち一般行政職	52	4	7.7	95	23	24.2	86	28	32.6
再掲	警 察 関 係	16	0	0.0	26	2	7.7	53	11	20.8
一种的	教育委員会	16	0	0.0	6	4	66.7	5	4	80.0

(1)-4昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項 考慮要素としている事項すべてに〇を記入してください。

<u> </u>	一件升口	: * <del>*</del>	(节型)	サック	思安务	<b>ド</b> こから	の手項	与 應 安 3	をとしてい	も一角の	くここしを	配入していた。
Ī	勤務		昇 試	任 験	昇 試	挌 験	部局等の	経 験	遠隔地 での長 期研修	遠隔地での	本人の希	その他(具体的にご記入ください)
		成 績	面接 のみ	それ 以外	面接のみ	それ 以外	推薦	年 剱	(4週間 以上)	勤務経験		
and a	果長級	0		0			0	0			0	・「昇任試験」は警察 ・「部局等の推薦」は、知事部局、教育庁 ・・経験年数」は警察
<b></b>	甫佐級	0		0			0	0			0	・「昇任試験」は警察 ・「部局等の推薦」は、知事部局、教育庁 ・・経験年数」は警察
ſ	系長級	0	0	0			0	0			0	- 「昇任試験」は警察 - 「部局等の推薦」は、知事部局、教育庁 - 「経験年数」は警察 - 本庁、教育庁の一般職は面接試験のみ

## (1)-5昇任・昇格試験の受験者数 平成28年4月1日~29年3月31日

	- 71 18 5 19 1 1	77.00 1 17.00				
				全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性受 験率 (%)
昇	任	試	験	595 (警察)	47 (警察)	7.9 (警察)
昇	格	試	験	0	0	

**(2)女性公務員の採用状況** 平成28年4月1日~29年3月31日

1	 	A 34/11/A/50			%20 T 1/]	1 H LU-	T0/101 H
					総 数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率(%)
		全体			210	55	26.2
			うちょ	-級	155	40	25.8
		うち一般行政職			107	34	31.8
			うちょ	-級	102	32	31.4
		うち警察関係	•		85	11	12.9
		•	うちょ	-級	49	5	10.2

## 8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

## ※複数の施設がある場合、2件目以降は、次のシート(調査票1(2))に記載してください。

名 称	山梨県立	男女共同参	画推進セ:	ンター				愛称·通称	ぴゅあ総合			
設置年月日	昭和	59	年	1	月	20	日	施設形態	O #	单独施設	複合施設	
	郵便番号	: 400-0862	2	住 所	: 山梨!	県甲府市朝気	1-2-2					
所在地等	電話番号	: 055-235-	-4171	FAX番	号:	055-235	-1077					
	ホームペー	・ジ: <u>http://w</u> v	ww.yaman	ashi-bunk	a.or.jp/	pwm/topicsso	go.html					
	1. 施設管	理	直営(担	当部局名	:							)
管理·運営主体		0	指定管理	里者(名称	:(公財	)やまなし文化	:学習協会	:				)
※1~2について、該当するも			その他(									)
)にOをつけ、記入してくださ <sup>ヽ</sup> 。	2. 事業運	営	直営(担	当部局名	:							)
		0	指定管理	里者(名称	: (公則	†) やまなし文化	上学習協会	È				)
			その他(									)
職員数	常勤	5	人、	非常勤	۱ 6	人	予算額	平成2	29年度	5,404		千円
\ / <del></del>	-				な事項	を記入してくた						
主な事業	0 1		(主な事項	Ą					開催、情報誌			)
	0 2								養成セミナー			)
男女共同参画・女性に	O 3					_			談、法律相談			)
関するもの	0 4					書籍、資料の			•	ック等による情報	発信	)
	O 5	. 苦情処理	(主な事項	頁				情相談へσ				)
	0 6	. 交流促進	(主な事項	頁		フェスラ	イバルの		て応援講座			)
	0 7	. 企業・NF	O法人と	の連携・働	きかけ	(主な事項:		講	寅会等、共催	[事業の開催		)
	8.	. 国際交流	·海外派i	豊事業(主	な事項	l:						)
	O 9	. 調査研究	(主な事項	頁		男女	共同参画!	こ関するテ・	ーマを決めて	[調査		)
	O 10	. その他(3	主な事項:				į	託児室の選	営			)

8 <u>男女共同参画・女性の</u>ための総合的な施設の設置(2件目)

	めの総合的な施設の設置(2件目)	
名 称	山梨県立男女共同参画推進センター   愛称・通称   ぴゅあ峡南	
設置年月日	平成 8 年 4 月 1 日   施設形態  〇 単独施設 複合	施設
所在地等	郵便番号: 409-2305 住 所:山梨県南部町内船9353-2 電話番号: 0556-64-4777 FAX番号: 0556-64-4700 ホームページ: http://www.yamanashi-bunka.or.jp/pwm/topicskyonan.html	
管理・運営主体 ※1~2について、該当するも のにOをつけ、記入してくださ い	1. 施設管理 直営(担当部局名:	) ) ) )
職員数	常勤 1 人、 非常勤 3 人 予算額 平成29年度 1,337	千円
主な事業  男女共同参画・女性に関するもの	*実施しているものに〇を付し、主な事項を記入してください。  1. 広報啓発 主な事項: チャレンジシンポジウムの開催、情報誌の発行  2. 講座(主な事項: 男女共同参画推進月間記念講演会の開催  3. 相談事業(主な事項: 男女共同参画推進月間記念講演会の開催  4. 情報収集・提供(主な事項: 書籍、資料の収集、ホームページ、フェイスブック等による情報発信  5. 苦情処理(主な事項 苦情相影  6. 交流促進(主な事項 苦情相影  7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項: 講演会等、共催事業の開催  8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項:	)

8 射

男女共同参画・女性のたの	めの総合的な施設 <i>0</i>	)設置(3件目)									
名称	山梨県立男女共同参	画推進センター		愛	称・通称 ぴゅあ富	ī±					
設置年月日	平成 2	年 12 .	月 25	日 施	設形態	単独施設	0 7	複合施設			
	郵便番号: 402-005	- 171	山梨県都留市中央3	-9-3							
所在地等	電話番号: 0554-45										
		メページ: http://www.yamanashi-bunka.or.jp/pwm/topicsfuji.html									
	1. 施設管理	直営(担当部局名:							)		
管理·運営主体	0	指定管理者(名称:	(公財)やまなし文化	学習協会				)	)		
※1~2について、該当するも		その他(						)	)		
のに〇をつけ、記入してくださ	2. 事業運営	直営(担当部局名:						)	)		
	0	指定管理者(名称:	(公財)やまなし文化	学習協会				)	)		
		その他(							)		
職員数	常勤 1	人、 非常勤	4 人	予算額	平成29年度		2,203		千円		
	* 実施している	ものに○を付し、主な	事項を記入してくだる	さい。							
主な事業	O 1. 広報啓発	き主な事項:	チャレン	ジシンポジワ	ウムの開催、情報	誌の発行			)		
	〇 2. 講座(主	な事項:	男女夫	<b>共同参画推</b> 述	<b>進月間記念講演会</b>	会の開催		)	)		
	〇 3. 相談事業	(主な事項 男性総合						)	)		
男女共同参画・女性に 関するもの	〇 4. 情報収算	﴿・提供(主な事項:	書籍、資料の	収集、ホーム	ムページ、フェイス	スブック等によ	る情報発	信 )	)		
(	O 5. 苦情処理	(主な事項 苦情相談						)	)		
	O 6. 交流促进	(主な事項 フェスティ							)		
	O 7. 企業・NF	O法人との連携・働き	かけ(主な事項:	講演会等、	共催事業の開催				)		
	O 8. 国際交流	・海外派遣事業(主な	事項:	留学生	との国際交流シン	<b>ノポジウムの</b>	開催		)		
		(主な事項			するテーマを決る			ĺ	)		
		主な事項:			見室の運営			,	)		
	(							,	•		

9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称						基金·基本財産額	千円
設置年月日	平成	年	月	日	出資者		

10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

各種女性団体連絡協議会等の	〇 有 名称等: 山梨県女性団体協議会	加盟	団体数	35	
有無	た は	会	員 数	約220,000	)
地方公共団体からの助成・委託	〇 有				
事業実施の有無	無				
	〇 1. 定例会議(情報交換会等)の開催				
活動内容	〇 2. 機関誌の発行				
※実施しているものに	3. 広報啓発パンフレット作成				
○をつけてください。	〇 4. その他 (内容:全体研修、部会研修、県外研修等の実施				

11	市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県)	※該当するものに○をつけてください
11	田町州との連携及び田町州への指導"以言仏沈(都須府県)	- 次該国するものにしをつけてください。

1	市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県)	※該当するものに〇をつけてください。
	〇 1. 担当者連絡会議の開催	
	2. 市町村職員研修会の開催	
	3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催	
	〇 4. 関係情報の収集提供	
	5. 審議会等女性登用の働きかけ	
	6. 補助金等の交付 名 利 :	)
	、概 要 :	J
	7. その他 / 内容:	
		J

## 12 職員研修の実績状況 ※実施しているものに〇をつけてください。

## (1) 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

- 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
- 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
- 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
  - 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

- (2) 女性職員の研修受講への配慮

   1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
  - 2. 研修受講職員の男女比を配慮
  - 〇 3. その他 内容: 育児休業中または復帰後の職員を対象とした研修を実施

#### 13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

THE PROPERTY OF THE PROPERTY O			
事 項	28年度予算 (千円)	29年度予算 (千円)	備考
関係予算総額(施設整備費を除く)	144,421	146,495	
上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	##### %	0.03155 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	3,839	1,252	

14	公共	<b>に関連における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況</b> ※該当するものに〇をつけてください。	項目の設 定	国の取組に 準じた設定				
	1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	0					
	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定							
	3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定							
	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(〇の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)							
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達							
		(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定						
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定							
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定							
		(5) その他(内容: )						

↓ 上記1~4で「○」の場合は、下記の「具体的項目」で該当する項目欄に○を付けてください。

			工事の競 争参加資 格審査に おける男	購入などの 競争参加 資格審査に おける男画 共同項目	の公共調産におけるのでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般
	1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づく「くる みん」認定、「プラチナくるみん」認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」とい う。)に基づく「ユースエール」認定を取得			
	2	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
	3	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
	4	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得			
具	⑤	役員に占める女性割合に関する項目			
体	6	管理職に占める女性割合に関する項目			
的項	7	役員や管理職への女性の登用促進のための 取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
目	8	仕事と育児・介護を両立するための取組 (法定以上の育児・介護休業制度等)			
	9	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
	10	短時間正社員制度の導入			
	11)	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
	12	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)			
	13	その他	0		

## 15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

<u> 77</u>	<u> </u>	.共向参画寺で推進している正来の意味・路足・路証、衣衫刺及の仏が		
			企業の登 録・認定・ 認証制度	企業の表 彰制度
		実施の有無	0	0
		1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		
	Ī	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		
選		3 役員に占める女性割合に関する項目		
定		4 管理職に占める女性割合に関する項目		
等	Ε	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		
の	L	6 その他「登用促進等」に関する項目		
基	L	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	0	0
準	L	8 / 一残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組		
	L	9 短時間正社員制度の導入		
		10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		
		11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)	0	0
		12 その他		0

$\rightarrow$	「企業の登録・認定・認証制度」有りの場合、具体的名称:	山梨県子育て応援・男女いきいき宣言企業登録
$\rightarrow$	「企業の表彰制度」有りの場合、具体的名称:	山梨県労務改善中小企業優良従業員知事表彰(11) 山梨県中小企業労務改善優良団体等知事表彰(11) 山梨県男女共同参画推進事業者等表彰(7,12)

※具体的名称の後に()を付し、当該()の中に該当する選定等の基準番号を記入してください[例→●●表彰(1)、△△表彰(8、10)など]

16	地域におけ	る女性活躍	<b>瞿推進連携</b>	体制の	構築状況
----	-------	-------	--------------	-----	------

1 ある		女性活躍推進法第23条の「協議会」に 該当する場合、その具体的名称	
2 現在はないが、今後検討する	0	その他の場合、その具体的名称	

## 17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目 的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	0	有無	名	名 称 山梨県男女共同参画年次報告書						
公表周期			1		年		不定期			
公表主体 ※該当するものに Oをつけてください。	0	2. 約 3. 男	た計情報に関	す	る事務を総持	関する事務を総括 舌的に所管する記 )総合的な施設の	果(室)	課(室)	)	ı

## 18 平成29年度実施予定事業 ※該当する予定事業がない場合は、記入欄に記入しないでください。

7	<b>队29年度美施予定争果</b> ※該当する予定事業	とかない場合は、記人欄に記入しないでくたさい。		
	名称	事業内容等	参加予定者数	時 期
	広報啓発  ・男女共同参画推進月間におけるキャンペーンの実施 ・やまなし男と女とのフォーラムの開催 ・情報誌発行 ・啓発パンフレット等の作成	啓発物品・チラシの配布 表彰、基調講演、シンポジウム 情報誌『ふじざくら』の作成 男女共同参画、DV、ワーク・ライフ・バランス等に関する各種パンフ レット、年次報告等の作成、発行	配布数:1000 300人	6月 6月
	・「やまなし女性応援サイト」の運営 ・ ・	女性のチャレンジ支援情報を一元的に提供		
	表彰 · 山梨県男女共同参画推進事業者等表彰 · ·	男女共同参画を推進する活動に積極的に取り組んでいる県民、事業者等を表彰するとともに、これを広く県民に周知し、男女共同参画社会を形成するための県民意識の高揚を図る。	10団体(事業者表彰) 5人(県民表彰)	6月
3.	講座			
	・教職員向けデートDV防止啓発研修会	教職員を対象としたデートDV防止に関する研修会を実施	50人	11月
	・県民向けDV防止啓発講演会	県民を対象としたDV防止に関する研修会を実施	100人	11月
	・女性の活躍支援事業	女性が活躍できる職場環境づくりを推進するため、女性職員を対象 とした研修会の開催や異業種間の女性職員による意見交換会等を 開催する	20人	8月~11 月
	・輝く女性応援企業育成事業	企業の経営層に対し、女性活躍推進への理解促進、意識改革を図るため、セミナー・研修会を実施する	セミナー 30社 研修会 3~5社	8月~10 月
	・男性育児参画推進アドバイザー養成事業	企業等の職場において男性の育児参画を推進する活動を行うアド バイザー養成講座を実施する	20人	9月~10 月
	相談事業 ・働く女性の法律相談事業	働く女性に纏わる身近な問題(マタハラ、パワハラ、セクハラ、雇用問題等)について、女性弁護士等が相談に応じ、アドバイスを行う	1回あたり定員4人	毎月2回 第2、第4 土曜日
5.	情報収集・提供			
6.	苦情処理			

I	7. 交流促進		
	・ 8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・子育て応援・男女いきいき宣言企業 ・	男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録	
	9. 国際交流・海外派遣事業		
	- 10. 調査研究 -		
	・ 11. その他 ・		
	•		

## 19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

※該当する時点の番号に〇をつけてください。 1:平成29年4月1日 その他: 平成年月日

	1:1 次20十分1日 (の他、十次 午 万 日	
議 会 名	山梨県議会	
問1. 議員の出産を欠席事由として明 ありますか。1~3のいずれか一つを選		
	2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。	1
	3. その他(欠席の例がない、不明等)	
問2. <u>問1.で、1を選択した場合</u> にお何 「欠席事由として明記した規定」とは、ど	のような規定ですか。1~3 1、標準都追府県議会会議規則と同様。	
のうちいずれか一つを選択してください。 ※標準会議規則については下記を参照	してください 2.標準市議会会議規則又は、標準町村議会会議規則と同様。	1
※標準会議規則と、全く同じでなくても、 「同様」を選択してください。	余文の構造が向しであれば 3.その他	

## 【参考】

エッカ』 標準都道府県議会会議規則 第二条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならな

#### 標準市議会会議規則

第2条 ② 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

#### 標準町村議会会議規則

問3. 議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定はありますか。以下の事 由について1~3のいずれか一つを選択してください。

	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 その他
配偶者の出産	3
育児	3
家族の看護	3
家族の介護	3
疾病	1
その他 (具体的に事由を記載してください)	これまでのところ該当車例かし

問4. <u>問3で1(明記した規定あり)を選択した場合</u>にお伺いします。当該規定(規則、条例等)の該当部分の規定を記入(または別添)してください。
↓ ※ 条 項 号まで記入してください。

山梨県議会会議規則第2条 規 則 名

該当部分の条文(本文)を記入(または別添)してください。

議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

都道府県名 19 山梨県

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点にOをつけ、その他の場合は調査年月日も配入してください。)							
以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に〇をつけ、その他の場合は調査年月日も配入してください。)							
平成29年4月1日現在		平成29年5月1日現在		その他:平成29年6月1日現在	$\circ$		
1 75020 1 1711 1 150 12		1 75020 1 071 1 1 50 12		(4) 日 : 1 ※224   4 ※3 : 日 ※6 注			

都道府県における首長等の状況 ※在任期間(任期)は予定を記入してください 1

女性 ○ 男性 任期:平成 27 年 2 月 17日 ~ 31 年 月 # 日 バ ※該当する方に○をつけてください

(女性 知 2 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等 \* 平成29年4月1日現在で設置義務のある審議会等の方、29年3月に内閣府が出程したものを掲載しています。 変更・廃止等がある場合は、該当する審議会等の備考欄にその旨記入してください。また、新たに追加された審議会等がある場合には、 審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていない 委員総数 うち女性委員数 48以下の空白行に記入してください うち女性委員数 女性委員の割合 ものには番号の前の欄に×を記入してください) (人) (人) 都道府県防災会議(会長を含む) 62 5 8 1 都道府県防災会議(委員のみ) 61 5 8.2 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名す 16 6.3 る職員 一部職員 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機 2号 0 0.0 1 関の長 3号 当該都道府県の教育委員会の教育長 0 0.0 1 内 4号 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長 0 0.0 5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者 12 0 0.0 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県 訳 6号 4 0 0.0 の知事が任命する者 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又 7号 21 1 4.8 は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者 自主防災組織を構成する者又は学職経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する 8등 5 3 60.0 国土利用計画地方審議会 17 7 41 2 3 土地利用審査会 7 3 42 9 都道府県交通安全対策会議 29 0 0.0 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会) 30 30.0 7 精神医療審査会 3 15 20.0 8 都道府県生活衛生適正化審議会 × 9 都道府県医療審議会 26 7 26.9 10 准看護師試験委員会 7 10 70.0 11 麻薬中毒審査会 12 地方社会福祉審議会 46 12 26 1 13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関 15 6 40.0 14 国民健康保険審査会 × 15 都道府県農業共済保険審査会 16 都道府県森林審議会 15 6 40.0 17 都道府県建設工事紛争審査会 10 5 50.0 18 建築審査会 3 42.9 19 都道府県建築士審査会 7 3 42.9 20 都道府県都市計画審議会 19 2 10.5 21 開発審査会 3 42.9 22 私立学校審議会 12 33.3 23 石油コンビナート等防災本部 24 公害健康被害認定審査会 × 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項 について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会) 都道府県児童福祉審議会 26 27 地方港湾審議会 × × 28 土地区画整理審議会 29 教科用図書選定審議会 8 40.0 20 30 介護保険審査会 15 6 40.0 都道府県固定資産評価審議会 31 11 5 45.5 感染症の診査に関する協議会 32 24 4 167 33 警察署協議会 88 33 37.5 34 土地収用事業認定審議会 × 35 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会 5 2 40 0 36 国民保護協議会 30 5 16.7 地方独立行政法人評価委員会 30.0 37 10 3 38 市街地再開発審査会 39 都道府県職員委員会 X × 40 自然再生協議会 41 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等) 5 20.0 後期高齢者医療審査会 42 44.4 43 留置施設視察委員会 4 1 25.0 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送 及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会 23 1 4.3 45 指定難病寒杏会 30 0 0.0 46 小児慢性特定疾病審査会 18.2 47 行政不服審査会 2 40.0 5 48 国民健康保険運営協議会 5 45.5 11 49 50 51 合 644 171 26.6

女性委員0の審議会数

3 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	6	2	33.3	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	15	3	20.0	
7	収用委員会	7	2	28.6	
8	海区漁業調整委員会				
9	内水面漁場管理委員会	10	1	10.0	
	合 計	52	10	19.2	
	女性委員0の委員会数	2			<u> </u>